

J F E チュービック株式会社 行動計画

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を次の通り策定する

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日
2. 目標と取組内容

目 標	女性労働者の100%から安心して活躍ができるための意見、要望を吸い上げる
-----	--------------------------------------

取組内容 令和4年4月～ 女性労働者が安心して活躍できる職場環境整備のため、毎年女性労働者との面談を行いその要望に対応する。